

事業主の皆様へ

障害者の職場実習生の

受け入れにご協力ください！

福祉施設・養護学校では実習の受け入れ先を探しています。

Q：職場実習は何のために行うの？

A：障害者が一般の企業へ就職するための準備訓練（ステップアップ）として行います。

Q：職場実習って賃金は払うの？

A：雇用ではないので、賃金の支払いは必要ありません。また、実習中の万が一の事故等傷害（損害）保険については、障害者本人が保険会社と契約し加入しますから、会社は安心して受け入れてください。

Q：作業時間とか期間とかはどうするの？

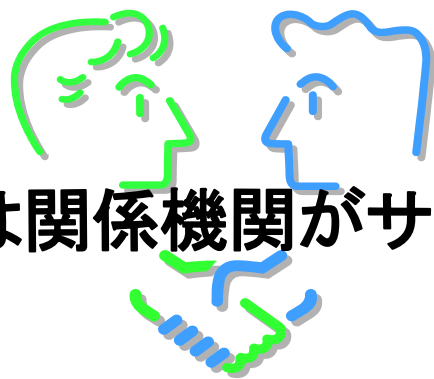
A：施設指導員または養護学校の担当教諭が会社と障害者の調整役として打ち合わせします。期間は、一週間でも一か月でも可能です。

Q：どんな仕事をしてもらえばいいの？

A：障害者一人ひとり個性がちがいます。本人とまず会ってみてハローワークや関係機関と一緒に検討します。面接には施設指導員または養護教諭も同行します。

Q：企業へのメリットは？

A：企業にとっては、障害者の特性や能力の見極め・雇用管理に関するノウハウを蓄積することができ、障害者雇用を考える始めの一歩となるでしょう。



実習期間中は関係機関がサポートします。

お問い合わせは

最寄りのハローワークまたは茨城労働局職業対策課

〒310-8511 茨城県水戸市宮町1-8-31

電話029(224)6219 FAX 029(224)6279